

令和6年度 第1回指導力向上支援・判定会議会議要旨

1 日 時 令和7年3月17日(月)13時30分～14時30分

2 場 所 大阪市役所 地下1階 第7共通会議室

3 出席者

(委員) 加藤委員、新井委員、片山委員、高坂委員、田中委員、若江委員

(事務局) 上原教務部長、鈴木教務部教職員資質向上担当課長、柘原教務部首席管理主事、一安教務部首席管理主事、山口総合教育センター教育振興担当課長、瀬脇指導部首席指導主事、谷口教務部教職員資質向上担当課長代理、大多教務部教職員資質向上担当課長代理、田中教務部総括指導主事、楠本係員堀井指導員、大塚指導員、田中指導員、民辻指導員、

4 議事要旨

(1) 教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則第10条第3項に基づき、委員の互選により、加藤委員を委員長として選出した。事務局から、議案第1号について、指導が不適切である教員の認定及びステップアップ研修(校外研修)決定に関する説明を事務局から行い、意見聴取を行った結果、当該教員に対する措置として、指導が不適切である教員の認定及びステップアップ研修(校外研修)の決定が妥当であるという意見であった。

(2) 意見等の概要は以下のとおり。

- ・教育に関する技術や知識不足、共感性の乏しさ、児童の心理的および身体的な安全が確保できないこと、責任感の乏しさ、モラルの欠如などが著しい。これら不十分な点について、ステップアップ研修で評価する必要がある。

- ・当該教員が、自身の授業の録画などを活用して、自分自身を俯瞰し、何ができていて、何ができていないのかを気づかせることが重要である。

- ・自分の課題がわかっていないので、第1ステップの振り返りが特に重要。

- ・当該教員は、授業力以外にも、子どもや保護者に対する対応に課題があり、総合的な研修が必要である。

- ・当該教員に対しては、指導が不適切である教員の認定と、校外におけるステップアップ研修の決定が妥当である。